

平成28年(2016年) 7月26日 (火)

報道関係各位



公益財団法人
にいがた産業創造機構

海外市場調査及び販路開拓の経費の一部を助成します！ ～「海外市場獲得サポート事業費助成金」「海外見本市等出展事業助成金」の募集開始～ 8月18日(木)、19日(金)に個別相談会を開催します。

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)では、成長する海外市場において輸出拡大を図るため、県内企業の商品・製品・サービスに関する海外での市場調査及び販路開拓(見本市出展等)に要する経費の一部を助成します。

この度、本助成金の2次募集を開始するとともに、相談会を開催しますので、是非、報道でお取り上げくださるようお願いいたします。

記

1 募集期間：平成28年8月1日(月)～8月31日(水)【必着】

2 助成金の概要 詳細は添付資料のご案内を参照ください。

① 海外市場獲得サポート事業費助成金

県内中小企業者の優れた商品・製品・サービスについて、海外での市場調査及び販路開拓に要する経費の一部助成します。

A 海外市場調査事業

助成率 1/2以内 助成上限額100万円～200万円

B 海外販路開拓事業

助成率 2/3以内 助成上限額 150万円～350万円

C 海外市場調査・海外販路開拓併用事業(A+B)

助成率 A事業、B事業と同様 助成上限額 200万円～1000万円

② 海外見本市等出展事業助成金

中小企業者を対象として、海外で開催される見本市等の会場借上費を助成します。
(総経費の1/2以内、助成上限額:35万円)

3 個別相談会日時・会場

平成28年8月18日(木) 会場:NICOテクノプラザ(長岡市新産四丁目1番地9)

平成28年8月19日(金) 会場:NICOプラザ(新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル11F)

※ご相談ご希望の方は、電子メール(trade@nico.or.jp)にてお申し込みください。

申込み締切 8月12日(金) 必要記載事項:会社名、担当者名、希望時間、連絡先

【添付資料】海外市場獲得サポート事業費助成金募集のご案内、海外見本市等出展事業助成金募集のご案内

＜この件に関する問い合わせ先＞

(公財) にいがた産業創造機構 販売戦略チーム 担当:桜井、河村

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

TEL: 025-246-0063 (直通) FAX: 025-246-0030 E-mail: trade@nico.or.jp



平成28年度（2016年）第2回

～ 海外市場調査及び販路開拓の経費の一部を助成します！～ 「海外市場獲得サポート事業費助成金」 募集のご案内

<申請受付期間:平成28年8月1日(月)～8月31日(水)>

(※審査結果(交付決定)は、10月上旬(予定)に文書で通知します。)

NICO〔公益財団法人にいがた産業創造機構〕では、代理店獲得など現地企業との提携により輸出拡大を図るため、県内企業の商品・製品・サービスについて、海外での市場調査及び販路開拓（見本市出展等）に要する経費の一部を助成します。

1 助成金の概要

事業区分	助成対象者	対象経費	助成率	助成上限額
A: 海外市場調査事業 (対象：H30年2月支払分まで)	①地域中核企業又は 地域中核企業を含むグループ ②中小企業者のコンソーシアム ③中小企業者	海外市場 調査にかかる 経費	1/2以内	2,000千円 ※助成対象者③は 1,000千円
B: 海外販路開拓事業 (対象：H29年2月支払分まで)	①地域中核企業又は 地域中核企業を含むグループ	海外で開催さ れる見本市・ 展示会等へ の出展経費	2/3以内	1,500千円～ 3,500千円 ※協力企業への 発注額により異なる
C: 海外市場調査事業 海外販路開拓事業 併用（A+B） (対象：H30年2月支払分まで)	海外市場調査事業(A)の助 成対象者と同じ	上記(A)(B) の対象経費	海外市場 調査事業(A) 1/2以内 海外販路 開拓事業(B) 2/3以内	10,000千円 ※助成対象者③は 2,000千円

※1「中小企業者」の定義

新潟県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者

※2「中小企業者のコンソーシアム」の定義

以下の条件を全て満たす団体であること。

①県内に事業所を有する中小企業者が3社以上参加すること。

②コンソーシアム参画企業の直近2期連続の売上高合計が5億円以上あること。

※3「地域中核企業」の定義

以下の条件を全て満たす中小企業者であること。

①新潟県内に事業所を有すること。

②県内企業（①の条件に同じ）5社以上に継続して（直近1年以内に2回以上）、自社製品用部材等（「材料費」「仕入」「外注費」および製造原価報告書の「消耗品費」。単なる商品購入は該当しない。）の発注実績を有すること。

③直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上、又は、直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上であること。

2 申請方法

交付申請書、実施計画書を作成し、必要書類を添付して提出してください。

≪申請書様式はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。≫

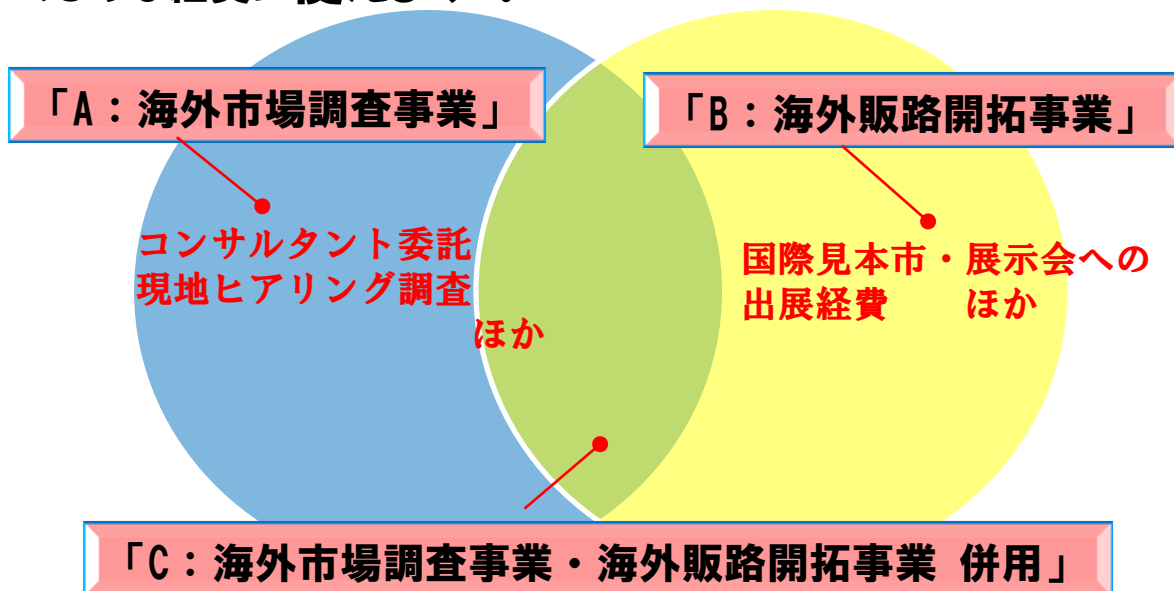
3 助成事業の決定方法

- 提出書類に基づき、申請内容に関するヒアリング・書類審査を行います。
- 海外市場調査事業(A)、海外市場調査・海外販路開拓事業併用(C)については、必要に応じて審査会でプレゼンテーションを行っていただきます。(審査会は9月26日、27日予定)
- 審査結果は、10月上旬(予定)に文書で通知します。

4 注意事項

- ①平成27年度に当助成金の交付決定を受け、申請日時点で補助事業を継続している事業者は申請できません。
- ②交付決定日より前に支払った経費は対象になりません。

このような経費に使えます！



個別相談会の開催

(※これから海外展開をお考えの方などお気軽にご相談ください。NICOの国際展開支援メニューなどもご案内いたします。)

日 時 平成28年8月18日(木) 会場:NICOテクプラザ(長岡市内)
平成28年8月19日(金) 会場:NICOプラザ(新潟市内)

※相談をご希望の方は、電子メール(trade@nico.or.jp)でお申込みください。

申込締切8月12日(金) (必要記載事項:会社名、担当者名、希望時間、連絡先)

※申請前にまずはNICOまでご相談ください！

お問い合わせ・申請書の提出先 ⇒ 公益財団法人にいがた産業創造機構 販売戦略チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
電話: 025 - 246 - 0063 E-mail: trade@nico.or.jp

平成28年度第2回募集 海外見本市等出展事業助成金の御案内

海外で開催される見本市等への出展経費の一部を助成します。

公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)では、県内の中小企業者に対して、販路開拓等のために海外で開催される見本市等への出展に係る費用の一部を助成します。

1 助成金を申請できる企業

新潟県内に事業所を有する中小企業者(*)及び団体(中小企業者が構成員の2/3以上を占めていること)(*)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

2 助成対象事業

平成28年10月1日から平成29年5月31日までに海外で開催される見本市等(見本市・商談会、国際的な品評会)への出展であって、平成29年2月末日までに会場借上費の支払いを完了するもの

※ 助成対象とならない事業

- ① 過去3回以上この事業で助成を受けたことのある見本市等
- ② 物産展や卸売会、並びに見本市であっても販売(即売)を目的に出展する場合
- ③ 出展が終わった事業及び会場借上費を支払済みの事業

3 助成額及び助成限度額

(1) 助成額

事業の総経費の1/2以内で、会場借上費(*)を助成します(予算の範囲内)。

(*) 会場賃借料、小間賃借料、見本市参加負担金等

※ 交付決定日以前に支払った費用は助成対象となりませんのでご注意ください。

交付決定は9月中を予定しています。

(2) 助成限度額 35万円

4 申請方法

交付申請書、事業計画書を作成し、必要書類(見本市の概要および会場借上費が確認できる書類)を添付して提出してください。

(交付要綱及び申請書はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp/service/9408/>)からダウンロードできます。)

5 受付期間

平成28年8月1日(月)～8月31日(水)必着

6 助成事業の決定方法

申請書類の審査、電話等での要件審査を経て助成事業を決定し、申請者に通知します。

[申請から助成金支払いまでの流れ]

〔申請者〕

交付申請書の提出



〔機構〕

受付・審査



〔機構〕

交付決定通知
の送付



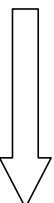
〔申請者〕

見本市等への出展



〔申請者〕

実績報告書
を提出



〔機構〕

審査・助成金額
の確定



〔機構〕

助成金の額の確定
通知の送付



〔申請者〕

助成金交付
請求書の送付



〔機構〕

助成金のお支払い

- 受付期間別途機構が指定する期間
 - 提出書類・海外見本市等出展支援事業助成金交付申請書（別記第 1 号様式）
 - ・海外見本市等出展事業計画書（別紙 1）
 - ・見本市等の概要がわかるもの（募集要項など）
 - ・会場借上費が確認できる書類
 - 提出書類の審査を行います。（書面、ヒアリング）
 - 交付することが妥当な申請について、交付決定通知を送付します。
- この間に、事業の中止や変更が生じた場合は手続きが必要となります：
- ◆事業内容を変更する場合
⇒海外見本市等出展支援事業変更承認申請書（別記第 2 号様式）
 - ◆事業の中止（廃止）の場合
⇒海外見本市等出展支援事業中止（廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）
- 提出期限事業完了後(*)20 日以内、または 3 月 10 日のいずれか早い日
*「事業完了」とは事業にかかる経費の支払いが完了した日を指します。
 - 提出書類・海外見本市等出展支援事業助成金実績報告書（別記第 4 号様式）
 - ・海外見本市等出展事業実績報告書（別紙 1）
 - ・事業に要した経費を証する書類のコピー（請求書、領収書等）
 - ・見本市全体及び出展ブースの様子がわかる写真 など

- 提出書類・海外見本市等出展支援事業助成金交付請求書（別記第 5 号様式）

※ 指定の口座へ振込みします。

◎実施実績を機構ホームページで公表することに同意すること及び商談結果についての調査に協力することが交付の条件となります。

お問い合わせ・申請書の提出先 ⇒ 公益財団法人にいがた産業創造機構 販売戦略チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5 番 1 号 万代島ビル 9 階
TEL 025-246-0063（直通）／E メール trade@nico.or.jp